**平成３０年（フ）第４６号**
山口市小郡下郷1080番地10　森重ハイツ105、前住所大分県宇佐市大字別府167番地の１ブライトリー88　Ⅵ　106号
債務者　田中　髙彦
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第５１号**
山口市小郡下郷2661番地４　メゾンひろ７号館204
債務者　藤原　瑞江
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第１３３号**
沖縄県南城市玉城字愛地296番地　ハピネス南城　207号室、住民票上の住所沖縄県那覇市泉崎２丁目102番地４
債務者　新里　　十
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成３０年（フ）第５３９号**
東京都町田市相原町879番地３リベルテ相原203
債務者　今井瀬里那
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第４７号**
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷2060番地13　養護老人ホームさいかい、前住所長崎県西海市崎戸町蠣浦郷60番地　浅間団地Ｃ棟102号
債務者　白濵　昭子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第５０号**
長崎県佐世保市木宮町２番32号　木宮コーポ202号、前住所長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦３番地11
債務者　川口　博志
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第５３号**
長崎県佐世保市柚木町2169番地　柚木住宅２棟403号
債務者　鶴田　謙二
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第５４号**
長崎県佐世保市柚木町2169番地　柚木住宅２棟403号
債務者　鶴田　一恵
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第６２号**
長崎県佐世保市相浦町168番地　パールハイム201号、前住所長崎県佐世保市黒髪町6333番地２
債務者　西里　　茂
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成３０年（フ）第５８３号**
横浜市神奈川区平川町６番地６　山田アパート２－Ｂ号
債務者　湯尾　昭二
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２０号**
大分県中津市大字永添2638番地９　ナカヤ108号
債務者　末崎　真実
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**平成３０年（フ）第１９０号**
静岡県湖西市新居町新居2755番地の３　ラ・プラージュ102、前住所静岡県湖西市新居町内山253番地の５　メゾンリモーネⅡ205
債務者　夏目　直美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第１９６号**
静岡県浜松市北区三方原町1507番地の２　ハイツアティックＢ105
債務者　森田　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時55分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第７３８号**
横浜市港北区日吉本町３丁目32番24号　箕輪ハイツ211
債務者　関根　良亮
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部